

令和5年度東京都入札監視委員会 第6回制度部会
(一般社団法人東京空調衛生工業会との意見交換会)

令和6年2月5日(月)

東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

【臼田契約調整担当課長】 それでは、少々早いですが、皆様おそろいでございますので、これより東京空調衛生工業会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきますと思います。

本日は、都の入札契約制度等をよりよいものとするを目的といたしまして、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望を直接お伺いするため、東京都入札監視委員会制度部会としての意見交換会の場を設けさせていただきました。

東京空調衛生工業会の皆様におかれましては、お忙しい中、ここ都庁までお越しいただきまして誠にありがとうございます。

私、東京都財務局契約調整担当課長の臼田と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。これより着座にて失礼いたします。

まず、出席者のご紹介でございますが、入札監視委員会制度部会の委員の方々をご紹介します。

入札監視委員会委員の斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 斉藤でございます。本日はオンラインで失礼いたします。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、入札監視委員会委員の仲田裕一様でございます。

【仲田委員】 仲田です。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 なお、入札監視委員会委員の原澤先生につきましては、急遽、欠席とのご連絡をいただいております。

東京空調衛生工業会の皆様におかれましても、本来であればお一人ずつご紹介させていただきたいところですが、時間も限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料にあります出席者名簿に代えさせていただければと存じます。

都の出席者につきましても出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局経理部長の五十嵐より一言ご挨拶を申し上げます。

【五十嵐経理部長】 財務局経理部長の五十嵐と申します。

本日は大変お忙しい中、皆様の貴重なお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。黒田会長をはじめ、東京空調衛生工業会の皆様におかれましては、日頃より都の入札契約制度にご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

また、長期化するウクライナ情勢や資材価格等の高騰への対応をはじめとした不安定な経済状況下の中で、協会並びに会員の皆様におかれましては、厳しい環境にありながら都の行う建設事業を支えていただき、重ねて御礼申し上げます。

都といたしましてもこうした状況の中、品確法の趣旨などを踏まえ、入札契約制度に関する取組をしっかりと推進していかなければならないと認識しております。引き続き公共調達原則を堅持しながら建設業界における諸課題に対応できるよう、現場の声をしっかりと聞きながら入札契約制度の運営と現場の取組を進めてまいります。

本日は、こうした観点から重要な意見交換の場であると考えております。

また、入札監視委員会制度部会の委員の皆様におかれましては、本日も専門的な見地からご意見、ご質問等を頂戴できればと思っております。

それでは、限られた時間ではございますが、よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、東京空調衛生工業会の黒田会長よりご挨拶を頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。

【黒田会長】 東京空調衛生工業会会長の黒田でございます。

東京都の皆様には、日頃から格別のご支援、ご指導を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、本年度も入札契約制度に関する意見交換会の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

さて、現在の当業界を取り巻く環境ですが、特に首都圏において大型再開発事業など、旺盛な民間設備投資需要により非常に活況を呈しております。一方、深刻な人手不足の中で、本年4月より適用開始されます時間外労働の上限規制の対応や、週休2日制の確保などの労働環境の改善及び適正な賃金水準の確保などの処遇改善を図り、働き方改革を実施し、将来に明るい希望を抱ける魅力ある業界にしていかなければなりません。これらの諸問題の解決には、各企業の努力とともに発注者のご理解とご協力が必要不可欠であります。今後も意見や要望などをお聞きいただき意見交換会の開催を継続していただきますようお願いさせていただきます。

ご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、本日の進行についてご説明申し上げます。

まず、東京都の入札契約制度等に関する要望についてでございます。東京空調衛生工業会様から都に対しての入札契約制度全般に関するご意見、ご要望等をいただきまして、都からそれに回答させていただくという形で進めさせていただきます。

次に、報告事項となりますが、入札契約制度改革本格実施後の状況（5年経過）についてでございます。こちらにつきましては、本日ご説明する時間は設けておりませんので、後ほどご確認をいただければと思います。

なお、時間も限られておりますので、フリートークでの意見交換は最後に一括して実施していきたいというふうに考えてございますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ます。

最後に、資料の確認をさせていただきます。本日、ご出席の皆様には事前にデータでお送りさせていただいたところでございますが、会場にご出席の皆様におかれましては、お手元のタブレット端末でもご覧いただける状況になっているかと存じます。もし資料が表示されないなどの不具合がございましたらお声がけいただけますようお願いいたします。

また、本日の意見交換会につきましては速記録を取らせていただいております。議事の要旨を取りまとめたものをご出席の皆様にご確認いただいた上で、後日、都のホームページに掲載する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは早速ではございますが、都の入札契約制度等に関するご意見やご要望等につきまして、東京空調衛生工業会様からお願いできますでしょうか。

【野口専務理事】 専務理事の野口でございます。私からご説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料をご覧いただきたいと思っております。4ページをご覧いただきたいと思っております。私どもは、大きく5つの項目につきまして要望しております。補足しながら随時ご説明いたします。

1つ目は、工事発注量の維持継続についてでございます。現在、社会経済活動が活発化し、私どもの業界も堅調な需要に支えられていますが、つい数年前のコロナ禍、特に中小規模の工事では、休業または売上げ悪化による計画延期や中止という厳しい状況もございました。建設業は都民生活や産業基盤を支える重要な役割を担っております。その安定的な成長のため、社会生活基盤を整備または維持する公共工事につきましては、雇用を確保する観点からも継続的な発注量を確保していただきますようお願いいたします。

次に、2つ目でございます。入札契約制度についてです。

このうち1点目は、分離発注方式の維持継続でございます。こちらの要望につきましては、設備業界が一体となって、東京都のみならず、国や近郊の独立行政法人に対してもお願いをしているところでございます。端的に申し上げますと、設備専門の技術を有する企業が発注者のニーズを直接把握し、責任を持って施工する分離発注方式こそ高品質の建物確保に最適であり、いわゆる品確法の趣旨にかなうものであると考えております。現在も原則として分離発注方式を取っていただいておりますが、近年、都内の自治体で一括発注が行われるケースが相次いで見られます。仮に技術者不足ということであれば、それを理由に、安易に一括発注が行われないよう、都による技術支援、助言をしっかりと行っていただきますようお願いいたします。

2点目は、混合入札方式の総合評価方式の増大を求めるものでございます。中小企業育成の観点から、より多くの中小企業がJVに参加する機会を増やしていくことが必要と考えております。しかし、混合入札におけるJV、単体別の受注件数の経年割合を見ていきますと、設備業種では単体での割合が大多数となっております。中小企業の受注機会の確保等を図るため、都内の中小企業とJVを結成した場合の加点措置が拡充されております

が、加点対象となる総合評価方式は設備業種では少なく、対象となる案件は拡大しておりません。このメリットを享受できるような形で総合評価方式による入札案件の増大を検討していただくようお願いいたします。

続いて、5ページになります。3点目の主任技術者及び監理技術者の専任要件の緩和につきましては、こちらにつきましては所管が国交省になりますが、厳しい実情をご理解していただき、ご支援をいただきたいという趣旨で要望に掲げております。

背景といたしましては、公共工事における新築工事の減少や、退職等により有資格技術者の減少が顕著になってきており、どの会社も技術者が不足し、専任配置に困難をきたしております。そうした状況を踏まえ、専任要件を請負金額 4,000 万円以上から、建築一式工事と同様の 8,000 万円以上に引き上げていただきたいというお願いでございます。よろしくようお願いいたします。

続いて、4点目の入札参加資格要件の緩和でございます。民間工事におきましては、ゼネコン一括による発注の割合が非常に高く、設備工事は下請での受注になりますが、工事の受注から完成・引渡しまでの過程におきまして、元請か下請かの形態にかかわらず、発注者及び関係者と現場全体の工程を踏まえ協議・調整を行っており、その業務内容について受注形態の違いはございません。行政のご担当者によっては、元請、下請という言葉だけを捉え、設備会社が工程管理や安全対策ができるのか不安視されることがありますが、工場などで半導体のクリーンルームなどは、設備の重要性から設備会社が元請となることが多いわけです。ただ、そのような工事で官公庁の実績となると、無いということになります。

以上のことから入札参加資格要件の施工実績につきましては、下請での施工実績も認めただけですよう検討をお願いいたします。

続いて、項目の3、「働き方改革」の推進についてでございます。本年4月から、建設業も時間外労働の上限規制が適用され、その対応に迫られておりますが、担い手の確保・育成並びに労働環境改善などの「働き方改革」の推進は自助努力だけでは限界がございます。発注者の理解と協力が不可欠な以下の4点について要望いたします。

1点目は、長時間労働、週休2日への対応です。現在もなお、前工程の遅れで竣工時期が近くになると後工程となる設備工事のほうにしわ寄せが来て、そこでどうしても長時間労働の原因となるという実態がございます。東京都では、令和6年度より原則全ての発注工事で週休2日を実施することですが、円滑な工事施工体制の確保を図る上で、現在まで取り組まれているモデル工事等の検証結果や改善点の公表をぜひお願いいたします。特に改修工事につきましては、施工が休日や夜間等の制約があるなど週休2日の確保が困難な場合が多いわけですが、発注時に施工条件等について、設計図書への明示をお願いいたします。

また、建築工事は、設備工事を含め民間発注者の占める割合が高く、週休2日制が定着するには民間発注者の理解と協力が必要です。そのための啓蒙や指導を併せてお願いいた

します。

続いて、6ページをご覧いただきたいと思います。続く2点目の適正な工期の設定と、4点目の計画的な発注につきましては、いずれも例年要望している内容であり、説明は省きますが、一層の対応をよろしく願いいたします。

3点目の適正な予定価格の算定ですが、建設業における技術・技能者の不足が深刻化している中、工期の適正化等も踏まえ、担い手が中長期的に確保・育成できる労務単価を反映した予定価格を算定していただくようお願いいたします。

また、改修工事では、施工条件や工事内容により予算との乖離が大きくなることもあり、不調・不落案件の増大が懸念されますので、より一層適正な予定価格を算定していただくようお願いいたします。

続いて、項目の4、生産性向上についてでございます。生産性向上は、働き方改革の重要な要素であり、当業界もICTの活用やDXの推進に努めておりますが、以下の3点を要望いたします。

1点目は、設計図書の精度向上についてでございます。現場施工に先立ち、施工図を作成するに当たり、設計図書において、関連工事との整合性が取れていない内容が多く見受けられ、設計意図の確認作業や再検討しなければならない、そういう事例が多く、受注者は多大な労力とコストを強いられています。

7ページをご覧いただきたいと思います。他業種との整合性が十分に取れた設計図書を作成していただきますようお願いいたします。特に改修工事では、設計図書と現場の状況に大きな相違がある場合があります。きちんと状況が反映された設計図書の作成をお願いいたします。

2点目は、設計変更対応の迅速化でございます。設計変更の発生は致し方ないことですが、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やされることが多く、実働工期のみならず、工事等の品質確保にも影響を与えかねません。設計変更が生じた場合には、現場を待たせない、速やかに回答するといった全庁的な対応をお願いいたします。

3点目の現場従事者の負担軽減につきましては、情報共有システムの活用や書類の削減・簡素化を実施していただいておりますが、現場における検査回数が何十回と多い。そういう場合があるなど、検査書類の作成を含め多大な時間と労力を要しております。検査回数あるいは確認箇所の削減など負担軽減をお願いいたします。

最後に、項目の5、スライド条項の適用についてでございます。資材の価格高騰が続き、まだまだ先の見通しが見えない状況が続いておりますが、スライド条項適用申請の手続が煩雑で、中小企業では対応が難しく、申請を諦めてしまうケースがございます。申請手続の簡素化、実態に即した対応を推進していただくようお願いいたします。

また、スライド請求時の受注者負担額につきまして影響が大きいため、撤廃をお願いいたします。

スライド条項の適用対象に、数量総括表で一式明示された内容につきましては、昨年の

意見交換時で除外されることはないと言明をいただきました。これにつきましては、かなり浸透してきているというふうに思っております。ただ、まだ十分ではないという声もございますので、機械設備工事では、自動制御設備、都市ガス、特殊消火設備、医療ガス等が該当しますが、これら工事にも当然、労務単価、材料単価等の要因がございますので、算出対象に加えていただきますよう、改めてお願いいたします。

以上でございます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま頂戴したご意見、ご要望等に関しまして、都の所管部署から順次、回答を申し上げたいと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。契約調整技術担当課長をしております、米倉と申します。回答させていただきます。

まず、一番初め、1番、工事発注量の維持継続についてでございます。公共工事の発注につきましては、それぞれの事業所管局において、事業計画に基づいて各事業の必要性や優先度を見極めた上で適切に実施されるものと認識しております。したがって、ご要望は工事の発注の関係部署に申し伝えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

2番でございます。分離分割発注の維持継続についてでございます。都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など都民生活の向上に果たす役割を踏まえ、分離分割発注によって中小企業の受注機会の確保を図っているところでございます。業種ごとに工事を分離発注することで事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えております。今後とも、原則として分離分割発注を徹底するよう各局に周知してまいります。

また、都内自治体への助言についてですが、発注方式に関しては、各自治体の責任の下に、それぞれの地域において抱える課題に応じ、適切に対応がなされているものと認識しております。都としては、都内の自治体に対して都の取組などを参考として示すことなどを通じて、引き続き都内自治体の取組を支援してまいります。

2) 混合入札方式の総合評価方式増大についてでございます。都では、過度の低価格競争を抑制し、中長期的に工事品質の確保を図るため、総合評価方式の適用を推進しております。工事の発注に当たり、総合評価方式の適用については、工事内容、工事規模、発注時期等の諸条件を勘案し、それぞれの発注部局において判断しております。引き続き工事内容等の諸条件を踏まえた上で、総合評価方式を積極的に適用するよう各局に周知してまいります。

3) 主任技術者及び監理技術者の専任要件緩和についてでございます。監理技術者等の配置につきましては、建設業法に定められているところでございます。都においてもこれに従っております。専任要件の見直しがある場合には、国の動きを注視しながら都においても対応してまいります。

4) 入札参加資格要件の緩和についてでございます。元請事業者は、工事全体の品質管理や工程管理、他業種との調整や発注者等の協議・調整など、工事の履行に当たって総合的な役割を果たしていく必要があります。入札に当たり工事に必要な要件として施工実績を定める場合には、元請事業者としての実績を適切に設定し、品質確保等を図っています。

【大藤機械技術担当課長】 続きまして、私のほうから回答させていただきます。機械技術担当課長の大藤と申します。よろしくお願いいたします。

3番の「働き方改革」の推進についてということで、1) 長時間労働の是正、週休2日制への対応でございます。財務局では、週休2日工事の課題や必要な対策を検討するためにモデル工事を試行した受注者に対し、アンケート調査を実施しております。その調査結果等を踏まえて、令和6年度から原則として全ての工事において週休2日を実施する予定です。なお、アンケートの結果につきましては、公表に向けて準備を進めているところでございます。

また、改修工事については、様々な施工現場の状況に応じた施工条件等の明示に引き続き取り組んでいきます。

続きまして、2) 適正な工期の設定でございます。工期設定に当たっては、国の「工期に関する基準」を踏まえ、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を活用しまして適正な工期設定を行うこととしております。具体的には、新築・改築・増築の工期は、直接工事に必要な日数のほか、機器の調整、検査期間等を考慮した日数を加え、工事に必要な期間を確保しているところでございます。

また、工程遵守に当たっては、監督員は設計図書に基づく工程の管理、施工状況の確認を行うとともに、総合定例会議の場等を活用しまして、各工種間の調整や受注者への指示等をしてまいります。

3) 適正な予定価格の算定でございます。予定価格につきましては、積算基準に基づき適切に積算を行っております。積算に当たっては、最新の公共工事設計労務単価及び資材価格を適用しておりまして、特に鋼管類等の主要資材につきましては、毎月、価格改正を行っているところでございます。

また、改修工事におきましては、施工条件や工事内容を十分検討し、予定価格を算定しております。今後も社会情勢や施工条件等を踏まえ、適切に業務を行ってまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】 引き続きまして、4) 計画的な発注に関してでございます。都では、現場の稼働状況を平準化させるため平準化率、ここでは年度の平均稼働件数に対する4月から6月の平均稼働件数の比率でございますが、この平準化率を指標として導入しておりまして、令和8年度末を目標とする具体的な目標値を業種ごとに定め、ゼロ都債や工期12か月未満の債務負担行為の活用、繰越明許費の効果的な活用を積極的に進めております。引き続き全庁を挙げて平準化に係る取組を確実に推進してまいります。

【大藤機械技術担当課長】 続きまして、4番の生産性向上についてでございます。

1) 設計図書の精度向上ですが、現場施工を円滑に進めるためには工事間で整合の取れ

た設計図書が重要でございます。今後とも設計図書の作成に当たっては、各業種間で図面を突合し、整合を図るなど、精度向上に取り組んでまいります。

また、改修工事におきましては、事前調査等により工事場所の現況を把握した上で施工条件や工事内容を十分検討し、設計図書を作成するよう引き続き努めてまいります。

続きまして、2) 設計変更対応の迅速化でございます。工事の品質を確保し、施工を円滑に進めていくためには、受注者と発注者の迅速な意思疎通が重要でございます。このため工事現場において、例えば予見していなかった問題が生じた場合、速やかに受発注者間で協議を進めまして円滑な施工を図ってまいりました。引き続き受発注者間の迅速な意思疎通に努めてまいります。

続きまして、3) 現場従事者の負担軽減でございます。財務局では、情報共有システムにつきましましては令和2年度より試行を開始しております。引き続きシステムの導入拡大を図り、現場における生産性の向上に努めてまいります。

また、工事関係書類の削減・簡素化への取組につきましましては、令和3年及び4年に受注者等提出書類処理基準を改正しまして運用を行っております。削減・簡素化に当たりましては、様式の利用状況を確認することが重要でございますので、今年度工事が完了する案件の工事受注者に対してヒアリングを実施し、さらなる書類の削減・簡素化について検討してまいります。

【永島検収課長】 検収課長の永島でございます。検査部分についてお答えさせていただきます。

中間検査は、工事完了時に無用な手戻りを発生しないよう、工事の節目で適宜行っているものでございます。このことは、受注者側が施工中においても、施工の基本的な考え方を再認識する契機にもなっていると考えておりまして、適正な工事の履行及び品質確保に寄与しているものと考えております。今後も適宜的確な時期に中間検査を活用することにより、効率的な検査の実施に努めてまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】 最後でございます。5番、スライド条項の適用についてでございます。公共調達においては受注者と発注者とは対等であるとの考えの下、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当ではなく、受注者と発注者とで負担を分担すべきものであると考えております。受注者負担額の撤廃につきましましては、こうした受発注者のリスク分担の考え方から慎重な対応が必要と考えられます。引き続きスライド条項を適切に運用し、物価変動等へ対応してまいります。

【大藤機械技術担当課長】 最後に、今のスライドの件ですが、価格高騰につきましましては、工事請負契約書においてスライド条項、全体スライド・単品スライド・インフレスライドを定め、受注者は契約金額の変更を請求できることとしております。これによりスライド条項の適用条件を満たした上で、発注者との協議が調えば契約金額の変更は可能となっております。引き続きスライド条項に基づく請求を受けた場合には適切に対応してまい

ります。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、これからはお時間の限りにおいて意見交換とさせていただきますと思います。これまでを踏まえまして、ご意見やご発言をいただければと存じます。

まず、入札監視委員会の委員の皆様からいかがでしょうか。ご意見、ご発言等がございましたらお願いいたします。

【斉藤委員】 それでは、私から質問させていただきます。

本日はありがとうございました。通し番号5ページの4)の入札参加資格要件の緩和についてご教示いただきたいと思います。こちらの最後の段落に、「入札参加資格要件の施工実績につきましては、下請での施工実績も認めていただきたい」とお書きいただいています。これに対して都は、施工能力が必要だから入札参加資格の施工実績で元請での実績としているとおっしゃいましたが、これはそのとおりでと思います。一方、工業会のお話にありましたように、下請の中にも半導体の工場で実質的に元請のように工事をご担当される場合もあれば、本当に純粋な下請の場合もあるとのことでした。つまり、下請といってもいろいろな形態があるとのことですが、そうすると、ご要望のような、入札参加資格要件で下請の実績も可とすると、あらゆる下請での実績が含まれてしまいます。これについて、工業会としては具体的にどのようにして欲しいという、ご提言、ご提案がございましたらご教示いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【和泉副会長】 ありがとうございます。ご存じのように、今、具体的にそういう半導体というふうな話がありました。おっしゃるとおり、ほとんどが多分、元請で請け負って施工させていただいているものがたくさんございます。まして、都内におきましても民間の事業者様におかれましても元請で発注していく会社、また、建築会社に一括で発注する会社、また、発注でもコストオンという、ある意味では業者選定を民間の事業者がして、建築会社さんと一緒にやる、ある意味ではその3つの発注方式があるわけですが、これは我々、国土交通省とも意見交換をさせていただいているんですけども、やはり建築会社さんから見ると、元請の設備会社、下請の設備会社、その業務の質、例えば一括で請け負っても、来週水曜日に例えば総合定例がある、じゃあ、設備会社さん、今問題が何かありますかと、そういう提案が、提起が来るわけですね。そうすると、私たちはその進行の進捗状況によって、こういうことを早めに決めないと厳しいと思いますよと、こういうことはと。そういうものを的確にゼネコン、建築会社さんのほうに伝達をして、建築会社さんがそれを基に総合定例で、そういう話題の中で時間的なもの、的確な回答をいただいて、工期の順当なる説明をさせていただいているんですね。

ただ、発注方式というのは、これは建築会社さんにも聞いていただきたいと思うんですが、本当に事業者としての元請、下請という意味ではなく、本当に現場ではパートナーという位置づけでやっている。ただ、やはり民間の発注者さんの考え、例えばそういう建設部だとか、そのビルを建てる仕事をしているところに、そこに潤沢に、例えば東京都庁

様のように建築の人、電気の人、設備の人、そういうふうにしっかりスタッフがいると、これはあえて建築会社さんに責任を任せて、そこからやるよりは、機械の人から機械の会社、電気の係の方から電気の会社、そういうような発注者側にしっかりしたスタッフがいると、それはあえて元請でもオーケーだと思うんですね。ただ、民間の会社の場合は、やはり事業生産という意味で、そういう部門がなかなか厚くならないと、やっぱり発注方式としては建築会社さんをお願いするケースが多分多いと思うんです。

この辺は我々の意見でもございますけれども、ぜひ機会があれば建築会社さんのほうに確認をして、その元請、下請という大きな枠組みの考え方というのは、多分、我々からすると大分変わってきたのかなと。本当に契約的にそういう形があるだけで、我々の現場所長は責任を持ってこの仕事をするために、ゼネコンに正しい、建築会社さんに正しい情報と正しい提案をさせていただく中で、もちろんそこにコストが、提案も入るわけですけど、そういうことをしながら現場を収めさせていただいているという部分で、国土交通省さんも同じようにお話をさせていただいております。今日は大藤課長がお見えですけども、ぜひそういう方向の現場運営の中と契約の請負というのは、ちょっと元請、下請の表現が違うのかなというふうに思って、最近、こういうご提案といたしますか、お話をさせていただいております。よろしく願いいたします。

【斉藤委員】 ありがとうございます。つまり形式的、名目的な元請、下請の関係ではなく、もっと実質的あるいは実態的にみてほしいとのご趣旨でよろしいでしょうか。

【和泉副会長】 そうですね、はい。

【斉藤委員】 分かりました。どうもありがとうございました。よく分かりました。

【臼田契約調整担当課長】 仲田先生、いかがでしょうか。

【仲田委員】 ありがとうございます。私の質問は、この2番の2) ですか、「混合入札によって中小参加者は増えているけれども、なぜJVは増えないのか」ということについてなのですが、私自身もよく分からないので質問したいと思います。こういう意見交換を通じて、今日、報告はございませんが、入札契約制度改革本格実施後の状況、5年経過の実態報告を見ると、中小企業の参加者が増えている、あるいは金額も増えているというようなことが報告されていますが、その一方で混合入札においては中小、その単独の参加者が増えている、逆に言うとJVが減っているという実態がよく分かったのですが、なぜJVが増えないのかというところを教えてくださいたいと思います。

【清水委員長】 すみません、渉外委員会の清水と申します。

もともと東京都さんはJVでの発注が多かったと思います、以前は。それはJVが入札条件で必須であったために、各社さんはJVを組んで申し込んでいたんですが、昨今はJVというか単独でも、もう申請できることになりまして、大手企業の間ではわざわざJVを組む必要もございませんし、JVで申し込む際にはというような発注の仕方も今現在はほとんどございません。当工業会としましては、地元の会社さんと大手が組むことによって技術の継承ですとか、あとは地元さんと組むことによってアフターフォローなんかも迅

速にできますし、メリットがあると感じております。ですから、発注者様のほうで指定していただいて、JV発注が必須となるような形で発注する枠を今よりも拡大していただきたいというお願いでございます。現在1点ほど、JVだといただいているようなんですが、1点ですと、この統計であるように逆転するというか加点的にも少ないもので、その加点の点数も多くしていただきたいと思っております。中小企業、地元の会社さんと大手のJVで技術の継承・伝承、あとはアフターフォローの問題含めて、当協会の会員の皆さんからのご意見でした。

【仲田委員】 都としての見解をお聞かせ願います。

【米倉契約調整技術担当課長】 今、JVを結成した場合の加点の増加、点数の増加というご意見もいただきました。ありがとうございます。この総合評価方式におきましては、価格点と技術点、このバランスをどう捉えるかということが非常に重要でして、このうちJV結成に関しましては、企業の技術力と社会性に分けた場合、社会性のほうに入る分類かと思えますけれども、こういったものについては品質確保などの観点とかのバランス等もありますので、今後ともこの辺の点数のバランスについては慎重に検討する必要があるのかなと思っております。ご意見として、ただ、JVを結成する重要性につきましては非常に重要なことだと考えておりますので、その点についても含めて考えていきたいと思っております。

【臼田契約調整担当課長】 ちなみにちょっと確認というか、あくまでもこれは何か決まったわけでも全くないんですけども、今、我々はJVに関しては制度改革を踏まえ結成義務化から混合入札という形になっているのはご承知のとおりかと思えますが、その一方で、大手から中小企業の方が学ぶ機会として、JV結成をやっている大手と中小が組むようなモデル工事というものを建築とか土木ではやらせていただいているんです。今、お話のとおり、例えば設備でもそういうものってニーズがおりとお考えなのかどうかというところが、またそれによって当然ですけど、ある程度応募していただく方というのも相当、一定数あるかどうかということも当然あるかと思うんですけども、今のお話なんかを踏まえると、そういったものについて、設備工事においてニーズなどがあるのかどうか、その辺りについて率直なご意見というか、伺えたらなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【清水委員長】 じゃあ、私から。その点についてのニーズはあると思います。あるというのは、今言った理由の1つと、もう一つは、やっぱり大手も技術者不足が今、顕著に出てきておりますので、そうすることによって、自分のところの社員を技術者として配置する以外に、地元さんとのJVによって1人でも2人でも、そちらのほうが増えるということは非常に大きなメリットだと感じております。先ほど言ったように、東京都もしくは三多摩、多摩のほうの工事ですと、都内の大手の業者がすぐに迅速に対応できるわけでもございませんので、そういった意味でも地元さんと組むと、竣工後の設備だとすると、すぐ水が漏れたとか、行政に支障を来す、直結すると思っておりますので、その辺の対応も地元さん

と組むことによってメリットが僕らにも生まれてくるということがあると思いますので、ニーズは高いと思います。

何かほかにございますか。ありますか。よろしいですか。以上でございます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

では、東京空調衛生工業会様から何かご発言等がございましたらお願いいたします。

【中上副委員長】 すみません、副委員長の中上です。

何点かちょっとあるんですが、先ほど中間検査の件でちょっとお話しいただいたんですが、中間検査の重要性というのはすごいありがたく、当協会もいろいろとやっている中で非常にありがたいんですが、改修工事などでは結構回数が多くて、そこに従事するというか、対応する人数が結構要って、社内検査、管理者検査、監督員検査、本検査という形で必ずあるんですけども、それが中間改修工事等では数十回、多いときでは50回を超えというものの検査になるわけですね。それを対応するのに結構、専属の者が二、三人要るぐらいの、書類の量にしても対応するのが結構要ということになるんですね。これが、現場管理費というのは基本的に率で計算されてきているんですけど、実際の検査に対応するのに、そこにすごい費用を取られて、実際、その検査の重要性から必要であるならば、積み上げ計上で検査対応費というか、そういうものを見ていただかないと、現場管理費のウエイトが、その検査費用のウエイトが高くて結構大変だというのが現状です。その辺ちょっと検討いただきたいなというのが1点と、あと、契約内容の変更についてなんですけど、現場のほうで協議によって工事内容は変更するんですが、指示書をいただくんですね。指示書に書いてあることが、ほとんどの工事で、工期末に一括で契約変更を行うという形になっていて、長い現場であると4年ぐらいあつたりすると、契約変更がなるべく後、後になって、例えば企業が結構、進行基準という毎年の精算をしているんですけど、契約変更がなされないとその辺の実行予算についても変更が社内ではできないものですから、どれだけの変更があつて、最低でも年度ごとには変更契約を行っていただきたいと思っております。その内容についても、国土交通省でも契約のガイドラインですかね、そのほうにもうたつてあるんですけど、契約を行って工事をしなさいというのをガイドラインでうたつているところもあるので、なるべく、しょっちゅう契約変更するというのは大変なので、お互いに、年度ごとに最低やっていただくことを検討いただけないかなというご要望です。以上です。

【大藤機械技術担当課長】 まず1つ目の検査の費用の件でございますかね。基本的には、私どもが先ほど言ったのは、積算に関しては基準に基づいてやっているところではございますが、今のお話をいただいたことを踏まえまして、確認等はしてみますが、原則基準に基づいてやっているというところだけご理解いただければと思っております。

続きまして、設計変更のタイミングの話ですが、私どもとしては設計変更が生じた都度、先ほどおっしゃったように協議をしまして、基本的には変更作業に入ることになっておりますので、全てを工期末ですか、という事例があるということがもしあれば、そこは本来

の形が望ましいのかなと思っておりますが、私どもは、基本的には原則、変更が生じたら協議だけではなく、変更作業もやるということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

【中上副委員長】 すみません、今の話ですと契約、指示書では書いてあるけども、そういう方向では工期末じゃなくて、都度やる方向では考えているという考え方ですかね。

【大藤機械技術担当課長】 はい、工期末という指示書があるかどうかというところは私のほうで認識していなかったのですが、そこはちょっと即答はできないのですが、先ほど言いましたように、変更が生じた場合は、先ほどおっしゃった年度末にやるとか、そういったことで対応しているところと考えております。

【中上副委員長】 はい、分かりました。

【清水委員長】 よろしいですか、次。今の副委員長の中上が言ったことなんですけど、即答、今お答えしていただくということは全然、無理を言っていますので大丈夫だと思います、後ほど。会員の会社さんからこういう話があったということで、先ほど中上が言ったように、検査回数がやっぱり物件によっては何か3桁、だから100回以上あるという会社さんの物件があったそうなので、それは会社と現場の負担になってしまうし、働き方改革にも、物件の改修工事とか、あとは引渡し、部分引渡しがあるとか、いろんな条件があると思うんですが、それにしてもちょっと100回以上というのはかなり多いと思いますので、そういうことが会員の会社さんからございましたので何とかならないかというお話と、ですから費用というより回数ですよ、やっぱり、どっちかという負担が大きいということで、費用ももちろんなんですけど。あとは、先ほどの中上からあったような変更契約が、やっぱりこう言った意味では文書で交わしているんでしょうけど、全て実施した後に、お金は最後のほうの話になって契約になってしまうということは、やっぱり都度やっていくのは大変でしょうが、せめてその年度には一回一回片づけていただきたいという会員会社さんからのご要望が数社ございました。それが現実的であったということで、ちょっとご認識いただければと思います。

【大藤機械技術担当課長】 貴重なご意見、ありがとうございます。そういった認識も踏まえて今後とも適切に対応してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 そのほかにいかがでしょうか。まだお時間のほうはございますが、何かご意見等がございましたら。

【中上副委員長】 すみません、もう一点だけよろしいでしょうか。適正な工期の確保というところで、先ほど工事適正工期算定プログラムによるということがあったんですけど、現実、今の現状に合っていないような気がして、2021年にバージョン6として出ているんですけど、それが今の働き方改革とかにも含めて、本当に合っているのというのは感じているところなんです。この辺も東京都のほうでもいろいろちょっと検討いただけるのかなと思っております、現状に合った、算定プログラムは本当にいいのかと、今に合っているかといったらちょっと疑問を感じるの、その辺もご検討いただければなと思っております。

ます。

【大藤機械技術担当課長】 プログラムの活用に関しては、こちらは国のほうも薦めているといったところもございますので、原則的な工期に関してはそれを活用させていただいているところです。先ほど回答しましたように、それだけではなくて現場に応じて必要な工期、日数というのは加えておりますので、そこでトータルでは工期、十分適用した工事を発注できていると考えてございます。

以上です。

【中上副委員長】 はい、ありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 ほかにはいかがでしょうか。

【和泉副会長】 すみません、一言、お願いします。先ほどお話がございました。こういう意見交換を官公庁の皆さんとかとさせていただいております。今、実際問題として、先ほどの首都圏という位置づけもございますけれども、今、日本の国策として、経済産業省を中心とした世界に打ち勝つような対応ということで、結構、半導体を中心とした施設がどんどん日本のエリアに進出をして、また、その期待感を持って、私どもも、公共工事ではないですけれども、やはりそういう事業にしっかり日本の企業として貢献するために取り組んでおります。特に九州は、今年、TSMCが竣工して、さらにこう続いていくと。やはり九州地方にああいう企業が幾つか、もう施工になると、私どもも広島とか東京とか大阪から社員が何人、また、ダクト屋さん、配管屋さんもチームで向こうに来ていただいてやっていると。これが今度また北海道だと。そういうことが今、東京に、我々東京空衛協会に所属している企業も、それも大事だと。やはり公共事業をさせていただく我々の民間企業というのは、位置づけはすごく、非常に重要ですが、そういう国策の事業もしっかり推進することによって、私どもも技術的なことを学びながら、またはそういうものをしっかり公共事業の工事の施工の中で最高のものを納めさせていく。また、そこに働く職人さんも様々な現場を携わることによって、我々の俗に言う職人の皆さんの期待感を増やしながら、またそういう入職をしてくださる人に魅力のある建設業の一端を今、担わせていただいております。

東京都庁の皆様におかれましては、やはり公共の中心にいらっしゃるという位置づけで、本当に全国の多分そういう市場を見ていただいていると思いますけれども、ぜひこの忙しさを、また繁忙度を、私どもは何とか標準化させていただく中で官も民も、またいろんな民間の事業者様のご期待に応える建設事業なり、まちづくりに対しまして取り組んでまいりたいと思います。本当に今日は、ちょっと底辺のところのお話もさせていただきましたけれども、そういう情報のやり取りというのはすごく私どももありがたいですし、今日ここに集っていない会員企業の皆様方にもしっかりと水平展開をさせていただきたいと思えます。やはり、もう少し具体的ところでコミュニケーションを取っていくことがすごく大事なかなと思いますので、4月からは新年度になりますけれども、東京都庁様との我々の団体との交流も少しいい形で推進していくことができればと思っております。ありがとうございます

ございました。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、そろそろお時間となりますので、閉会に当たりまして、経理部長の五十嵐のほうからご挨拶を申し上げたいと思います。

【五十嵐経理部長】 今日に限られた時間ではございましたけれども、東京空調衛生工業会の皆様から生の声をお伺いできたこと、大変ありがとうございました。

また、入札監視委員会制度部会の委員の先生方からは様々な角度からご意見いただきまして感謝申し上げます。

本日、皆様からいただきましたご意見を参考にしながら、今後とも入札契約制度を適切に運用していくよう努めてまいりますので、引き続きこうした意見交換会の場でまた意見を議論できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、以上をもちまして、東京空調衛生工業会様と東京都財務局との意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。

——了——